

## 議案第26号

### 天神川流域下水道の管理に要する費用について関係市町が負担すべき金額を定めることについて の議決の一部変更について

次のおり天神川流域下水道の管理に要する費用について関係市町が負担すべき金額を定めることについての議決（昭和58年3月3日議決）の一部を変更し、平成17年度第4期分の関係市町が負担すべき金額から適用することについて、下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年6月16日

鳥取県知事 片山善博

次の表の変更前の表中下線が引かれた部分を削り、同表の変更後の欄の表中下線が引かれた部分を加える。

変		更		後		変		更		前	
関係市町		関係市町		負担すべき金額		負担すべき金額		関係市町		負担すべき金額	
倉吉市	三朝町	倉吉市	三朝町	排水1立方メートルにつき	99円	倉吉市	三朝町	排水1立方メートルにつき	99円	北条町	湯梨浜町
湯梨浜町	北栄町	北条町	湯梨浜町								